

○祭礼，縁日，花火大会その他の多数の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして消防長が別に定める要件

(平成26年7月23日消防告示第1号)

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)第50条の10の5第1項の規定に基づき，祭礼，縁日，花火大会その他の多数の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のように定めたので告示する。露店等の数が80以上のもの。

附 則

この告示は，平成26年8月1日から施行する。